

1. 医療機関名 ()

[illegible]

救急患者受入状況報告書

1. 医療機関名()

2. 受入等の状況

平成 ●年										他院への転送状況			受入を断った事案			
	年間救急患者数※	うち、診療時間内受入患者数※	うち、診療時間外受入患者数※	うち、かかりつけ患者数※	うち、かかりつけ以外の患者数※	年間救急自動車搬送受入患者数	うち、年間時間外救急自動車搬送受入患者数	うち、かかりつけ患者数	うち、かかりつけ以外の患者数	事案	転送先施設名	理由(事案毎に記載)	件数	理由	検証結果	改善策
●月										【記載例】 ●歳・女性 ●により、救急車搬送により自院に収容	【記載例】 ●病院	【記載例】 ●のため三次へ転送		別紙のとおり		
●月														別紙のとおり		
合計	0	0	0	0			0			0			0			

※ 救急自動車搬送受入件数を含む

2. 検証結果

[illegible]

虐待等該当患者(疑)への対応結果報告書

1. 医療機関名()

2. 対応結果

事案 (年月日、症例等)	対応結果
【記載例】 平成●年●月●日 ●歳・男児 ●骨折	【記載例】 平成●年●月●日に患者居住地市町村(●課)に通告 同居家族以外の親族に連絡をとり、退院後の児童の安全確保に努めた

3. 院内での対応周知の状況

会議等の名称	年月日	周知の対象者 (職種、人数等)	周知内容
院内会議(毎月開催)	平成●年● 月●日	院長以下、医師● 名、看護師●名、事 務局●名等(総数● 名)	児童や高齢者の外傷(原因が明らかな外傷)につい ては、常に虐待の可能性を念頭にあたることを別添の文書 により周知し、会議への欠席者には回覧を行った。

(別紙様式)

救急病院に関する新規申出書
救急診療所 更新

平成 年 月 日

高知県知事 様

申出者住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

印

（注）国又は国に準ずる団体が開設する医療機関については、管理者名で申出を行っても差し支えないこと。

救急病院・救急診療所として救急業務に関して協力したいので、救急病院等を定める省令第1条に基づき、次のとおり申し出ます。

病診療 院所 概要	所在地					電	(昼間)
	名 称					話	(夜間)
	開設者住所					開設者氏名	
	管理者住所					管理者氏名	
	標榜科名						
救急 担当 医師等 の 概要	氏 名	年齢	診療科名	救急医療に関する略歴 (最終学歴以降)	常勤・非常勤の別	備 考	
機 器 設 備	医療機器名	名 称 ・ 型 式 等				台数等	備 考
	エックス線装置 心電計 輸血及び輸液のための設備 除細動器 酸素吸入装置 人口呼吸器 その他						
病床 数	総 病 床 救急専門病床又は優先的 に使用される病床	床 床					

傷病者搬入に関する所在地周辺の状況及び構造設備		
所在地周辺の状況	付近道路の幅員	最大 _____ m 最少 _____ m
	救急車通行の難易	・ 通行に全く支障がない。 ・ 通行がやや困難である。 (理由 _____) ・ 施設の _____ m前で通行不能 (理由 _____)
	玄関又は傷病者搬入口に救急車接着の可否	・ 接着可能 ・ _____ m前で通行不能 (理由 _____)
	その他傷病者搬入に関する参考事項	
	構造設備	
	傷病者搬入口の有無	傷病者搬入口が特設されて いる いない
	その他傷病者搬入に関する参考事項	

[illegible]

認定要件への該当状況

	項 目	可否	備 考
1	救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事している		
2	エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備 その他救急医療を行うために必要な施設及び設備を有する		
3	救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有する		
4	救急医療を要する傷病者のための専用病床又は当該傷病者のために優先的に使用される病床を有する		
5	各救急病院・救急診療所において、救急処置の後、転送せざるを得ない救急患者について、これを積極的に受け入れる協力医療機関をあらかじめ定めておく		
6	救急医療に従事する医師が、I C L SやA C L S研修等を受講している。または今後受講する予定である 院内でI C L SやA C L S研修等の研修を実施する。または、他院で行うI C L SやA C L S研修等の受講を推奨する		
7	応需情報を常時更新する		
8	毎年、救急患者の受入状況を報告する。また、受け入れできなかった事例について、判断の是非等について検証を行うとともに、改善策を立て、年1回以上、院内で報告会を開く		
9	救急患者の受け入れ方針や手順を明確にし、院内に周知する		
10	患者が虐待等による暴力等を受けている可能性を念頭において診療にあたる。なお、虐待の疑いのある患者（児童や高齢者等）を発見した場合は、速やかに市町村又は児童相談所等の関係行政機関に通告（通報）するとともに、関係行政機関との連携のもとで患者に対する適切な支援を行うことができる体制がある。 該当患者（疑）の対応について、院内会議等で年1回以上、職員に対して周知を行う		